

天文教育普及研究会・日本プラネタリウム協議会共同アンケート調査報告に見る

## 天文系社会教育施設における指定管理者制度の現状と分析

編集：天文教育普及研究会(代表 松村雅文)

### 目 次

1．指定管理者制度とアンケート結果の評価ポイント .....	2
2．直営か、指定か - 指定管理者制度への評価 .....	4
3．民間の能力の活用 .....	6
4．住民サービスの向上について(評価ポイント).....	8
5．天文教育施設としての使命の達成について(評価ポイント).....	10
6．経費の節減等について(評価ポイント).....	11
7．職員の雇用問題(評価ポイント).....	13
8．モラルとモラール .....	14
9．まとめ .....	15
参考文献等 .....	16

2007年5月31日

## 1. 指定管理者制度とアンケート結果の評価ポイント

このレポート2では、主にアンケート結果の自由記載欄に寄せられた意見に基づき、レポート1の結果に対する分析、評価を試みる。なお、本文中、「このように、括弧書きのうえ、下線を引いてある箇所」はアンケートの自由記載欄から引用した意見である。

### 1) 指定管理者制度とその背景

公の施設の管理・運営に関しては、従来は、直営か、あるいは公共団体等に委託するという管理委託方式がとられていた。1980年代、中曽根総理大臣が主導した行政改革のもと、この管理委託制度が推奨され、それを具体的に執行する機関として第3セクターと呼ばれる公共団体がたくさん生まれた。だが、管理委託制度による経済的メリットは余り大きくはなかった。

2000年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊すると、政府・地方自治体の財政悪化が深刻になった。そこで、公の施設の管理・運営については管理委託方式より経済的効果の高い方式が模索されるようになり、新たに指定管理者制度が構想された。第3セクター方式が「民間活力の導入」に留まっていたのに対し、この新しい方式では「直接民間」に公の施設の管理・運営を開放し、大幅な経費削減を企図していた。

2006年9月、運用が開始された。天文系社会教育施設も自治体の直営か、指定管理者に委託するか、それまでに決定しなければならなくなった。指定管理を選択した施設は大半が2006年4月から切り替えたようである。

総務省自治行政局長から都道府県知事宛に出さ

れた通知（平成15年7月7日付け、総行第87号）によれば、指定管理者制度の目的は、

- (1) 民間の能力を活用しつつ、
- (2) 住民サービスの向上を図るとともに、
- (3) 経費の節減等を図ること、

で、それにより、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応する、とされている。

指定管理者制度はあくまで公の施設を管理運営する一方式である。それを民間業者が受託したとしても、公的なサービスを提供することにおいて変わりはない。しかし、プラネタリウム館等の天文系社会教育施設のように、施設管理よりも運営ソフトが重要な教育施設において、本当に、公平中立、公共性、公益性といった公の施設の持つ特徴を「民間」が担保できるか、という不安が消えていない（たとえば、本アンケート、財団法人地域創造（2005）など）。

このような問題意識を背景において、以下、今回のアンケート結果を分析してみたい。ここではその視点として以下の4点を挙げてみた。

### 2) 第1の視点（評価ポイント）

第一の視点は、普及事業の量や顧客満足度の向上など、狭義の住民サービス（主として量的なもの）にどのような変化が現われているか、である。ここにはまた、最も大事な視点である公平性や公益性についての評価も含めておく。

### 3) 第2の視点（評価ポイント）

住民サービスには、第1の狭義の公的サービスに加え、天文系教育施設の使命が果たされるような運営形態を実現し、その成果を市民に還元していくという質的な面も入ってくる。指定管理者制度に移行して、条例に記されている使命をまっ

うする方向に進んでいるのか、専門職員および天文愛好家などで構成される当研究会としてははずせない視点である。

#### 4) 第3の視点(評価ポイント)

財政が逼迫している現在、民間の運営手法を導入することでコストを削減しようという指定管理者制度は実に巧妙な手段である。法が想定しているように、民間の運営手法の導入により住民サービスを向上させた上に、コスト削減ができているだろうか。

#### 5) 第4の視点(評価ポイント)

もう一つ、労働問題の視点を加えておく。現在は指定管理者制度への過渡期である。以前の管理委託制度が名残りを留めていて、3セク職員や自治体の関係職員がまだたくさんいる。指定管理者制度が彼らの犠牲の上に立つようなことになれば、この制度は公序良俗に反するものと言わなければならない。住民、運営主体、職員全てが受容できる制度移行になっているかどうか、公共性、公益性、順法性等をモットーとする公にふさわしい制度移行になっているか、それは職員の処遇に象徴的に表れる。4番目の評価視点である。

## 2. 直営か、指定か - 指定管理者制度への評価

指定管理者制度では、直営という選択も可能であるが、管理者を指定する場合は、民間業者も含めた団体を自由競争によって選定すること、3～5年の指定期間で交代すること等が暗黙の前提とされている。

管理者を選定するための評価システムは未整備状態であるから、管理者の指定は入札金額、開館時間の延長や休館日の削減といった狭義のサービス内容（これまでに民間業者が落札した例を見ると、「サービス向上」という観点から、これらが選定理由となっている）が主たる指標となっていて、活動内容という質の評価のウェイトは低い。すなわち、経費削減と引き換えに、専門性、継続性等が犠牲になるのではないかと危惧される。そこで、教育・学芸部門は直営に、他の管理部門を指定管理に、という折衷型も導入されている（以下、島根方式と言う。また、この方式は総務省も認めている（高井 2007））。

また、比較的短期で交代することにより事業の継続性に支障が出ることが懸念される（そこで、たとえば大阪市はそれに代わる制度として独立行政法人化を志向し、政府に要望している。たとえば、高井(2007)）。

このような特徴があるため、指定管理者制度を博物館に適用する是非については各方面で論議されている（たとえば、日本学術会議主催公開講演会「博物館が危ない！美術館が危ない！ - 指定管理者制度・公共サービス改革法の落とし穴 -」（2006年11月4日開催）、日本博物館協会主催第54回全国博物館大会フォーラム他（2006年11月17日開催））。

指定管理者にするか、直営か、その選択基準は

このあたりにあるようである。

### 1) 指定管理制度に移行した理由、また移行するための条件

この件についてアンケートの自由記載欄の意見を見てみよう。

・「利用者本位の施設運営とするためには指定管理者制度の導入は避けられない」

・「長期的な契約が結べて専門的職員が配置されるのであれば、施設の機能がより活かせるのではない」

と積極的に受け入れる意見や期待があり、また、

・「職員の配置や、組織体制が再編され、指定管理者が有利と判断された場合は導入」

という条件付の意見もあった。しかし、このように肯定的にとらえ、積極的に指定管理者制度を受け入れようという館は多くはなかった。

すでにどの館も経費節減に努めているからであろうか、経費節減が指定管理者制度を選択する主たる理由となっていないのは興味深い。

### 2) 直営の理由

直営を選択した多くの館では、

・「専門的指導、教育的配慮を施す必要があることから、現時点では移行はむずかしい」

・「社会教育機関であるので、指定管理者制度自体がなじむものか疑問」

などを理由としている。指定管理者制度では事業目的が達成されない恐れがあるという根本的な疑問を抱いていることが示されている。他に、

・「青少年への専門的指導、教育的配慮を施す必要があることから」

・「業務に必要な特殊技能を持つものを採用したり、業務知識やサービス精神を継承するためにも、設置目的に教育的意義を掲げる施設での指定管理者

制度の導入は行うべきではない」

・「自然史系が中心の博物館であるが、指定管理者にした場合、研究の部分、標本の保管等の部分が適切に行われなくなることが懸念される」

というような理由で直営という例が多かった。ただ、

・「民間のノウハウを生かした利用者へのサービス向上」を考える前に自治体が運営していく中で自らが創意工夫していく方策が妥当」

と、直営であっても糺すべきは糺す、という姿勢を述べた館もあった。

島根方式の例として、

・「施設管理のみ指定管理者となり、プラネタリウム運営に関しては当面市の直営」

という事例が見られた。

総じて、教育・学芸部門がおろそかになる恐れがあることを直営の理由としていることがわかる。逆に見れば、施設管理部門の指定管理を拒否しているわけではない、とも言える。

### 3) 制度に対する疑問や意見

指定管理者制度への疑問（特に、継続性、専門性の確保に集中）に関する意見が多数寄せられた。ただし、経費削減については、どの施設も経費を削減しつつ、いかに質を保っていくかに腐心している。

・「博物館や美術館など学芸員などの質が求められるものなどは、そぐわないと考える」

・「文化、教育施設を営業目的を主とした民間企業に委託することが妥当かどうか疑問が残る」

・「教育施設である科学館に、市場原理に基づく指定管理者制はふさわしくない。学校と同じように考えて欲しい」

以上のような意見をそのまま列挙すると『旧弊にとらわれた見方』と一蹴されかねないが、ここ

で表明されているのは、

・「施設の主たる業務は社会教育施設の利活用を通しての青少年健全育成であり、受付や予約管理などの施設の維持管理にとどまらないため、指定管理者が利用者に対して、どのような対応が出来るのか未知の部分が多い」

という意見とほぼ同値であって、天文教育施設として最も肝腎な教育・学芸部門が保障されているかどうか注目した意見であることに注意しなければならない。

### 3. 民間の能力の活用

民間業者等が競争の結果、指定されたかどうか、また、その指定期間等についてアンケート結果を見てみよう。

#### 1) 指定管理の導入実績

導入済みと回答があったのは 124 件中 38 件、31%である。

これは三菱総合研究所（2006）がちょうど 1 年前の 2005 年 12 月に行ったアンケート調査結果のうち、博物館・美術館の結果とほぼ同じである。

#### 2) 競争原理（市場原理）

指定管理適用 38 件中、公募は 18 件（15%）、非公募は 20 件（16%）である。非公募では、ほとんどが従来の外郭団体への指定だったようである。

三菱総合研究所（2006）による 2005 年 12 月の調査では、博物館・美術館の場合、民間事業者を含め広く公募すると答えた自治体は約 9%、外郭団体に委ねると答えた自治体は約 16%であった。今回のアンケートでは、非公募の割合は同じで、公募の割合は 15%とそれよりも有意に高い。

現場は指定管理制度へ強い疑問を抱いているにもかかわらず、こうした数字になっているのは、自治体当局の強い意思の表われであろうか。サンプル数が少ないので確定的なことは言いにくいだが、科学館やプラネタリウム館は普通の博物館・美術館に比べて民間事業者になじみやすいと自治体当局が考えた可能性もある。

#### 3) 民間への委託度

今回の調査では民間企業等への依存度は不明である。ただし、回答文から類推すると公募のうち 40%、7 館程度は民間業者と見られる。割合にし

て全体の 5%である。

三菱総合研究所（2006）の調査では施設全体では 14%が民間委託であり、今回（科学館・プラネタリウム館）はそれより有意に低い。民間業者には全く未経験の分野で、なじみが薄いからだろうか。

#### 4) 民間の運営手法の導入

科学館やプラネタリウム館を含む公の施設の運営に当たって発揮される「民間の能力」とは、賃金の官民格差解消や流動的労働力の導入による人件費削減、官民の事務手続き・運営手法の違いによる経費削減（積極的アウトソーシング、複数施設の一括管理等も含む）と広範な増収策等であろうかと思われる。

こうした民間運営の特徴を発揮するには利用料金制度の導入は不可欠である。今回のアンケートでは、指定管理施設 38 のうち 24 館、63%が利用料金制度を採用していた。意外に高い割合であった。

また、

・「広報が増えた」  
・「施設を利用していただくにあたっての取り決めや書類、文書等の扱いについて、見直しをはかられ」

た、という回答があった。新制度導入が刺激となって生まれた副産物である。

民間業者も参入できるようになったからと言って、民間特有のフレキシビリティが即座に発揮されるとは限らない。指定管理になって

・「県教育委員会の「管理」がますます強化された」  
という報告もある。

まだ民間の能力の具体的内容とメリットが見えていない。後述するように管理費削減は進んでいるものの、もう一つの目的である住民サービスの

向上にはまだ民間の手法は及んでいないということだろうか。

#### 4. 住民サービスの向上について(評価ポイント)

)

科学館・プラネタリウム館等の天文教育施設の機能は大きく4つに分けられている。すなわち、資料の収集・保管、調査・研究、展示、普及教育の4つの活動である。科学情報という観点から見れば、情報の入力・保存が資料の収集・保管で、情報の加工が調査・研究、情報の出力が展示、普及教育である。

情報の出力活動の一つである展示の展覧や普及教育活動が広範に行われることが住民サービスの向上になり、それが館の使命達成に直結していることは間違いない。直接的には、開館時間の延長や休館日の削減(条例で規定される範囲内)、来館者への接客サービスの向上、普及事業の拡大等である。

そして、これらのサービスは特定の傾向を持ったものではなく、また住民に等しく提供されなければならないし、住民全体の福祉の向上に資するものでなければならない。すなわち、公共性、公平性、公益性が求められている。

以下、こうした狭義のサービス内容の変化を見ていきたいが、実は、移行直後のためか、この点での記載は多くはなかった。

##### 1) 利用者サービスの向上

・「時間延長や休日開館、投影回数を増やすなどの対応は直営より対応しやすい」

・「より観覧者の興味・関心を引く番組の導入」  
といった回答は意外に少なかった。今のところ、ほとんど変化がないようである。

具体的な成果の前に職員の意識改革を図ることが大事である。

・「来館者に対し、いかに「もう一度来たい。」と

思ってもらくかについては、意識の高まりが見られる」

・「自由な発想で企画・イベント運営ができるようになった」

ことなどを良かった点として挙げた例があった。

一方、

・「天文学習を主目的としないイベント企画がしやすくなった」

・「公共施設であるという固定観念に囚われないサービスの向上を図れている」

という指摘もあった。天文教育施設が天文教育を主目的にしないイベントを企画することや、公共施設が公共性を捨てることを奨励されているわけではあるまいが、気になる回答である。

来館者サービスを充実するには経費が嵩む。そこで、

・「一部の事業で受益者負担が増え、参加費が上がった、中学生以下無料という観覧料金は変わらない」

・「売上重視となったため、売上が少ない事業自体の縮小傾向にあり」

・「文化事業の実施について、内容よりも採算性が重視されるようになる」

ということになった。自治体の経費削減が大きな目標であるから、一部で参加費等が上がるのは当然視されるところだが、公共性、公平性との線引きはむずかしい。

##### 2) 公平性

博物館法では原則として利用料金徴収を認めていない。有料の場合でも、公平利用促進の精神から低額に抑えられている場合が多い。公平性は収支適合性と反する場面が多く、その調整は大きな課題である。また、利用額は自治体から指定されるケースがほとんどであり、管理者はそれに従う

ことになる。

今回のアンケートからは、かなり多くの館が使用料を低く設定すべきと考えていることが窺われる。

収入を増やすためには利用料金を指定管理者が設定したいが、

・「利用料金が条例で決められており、不備があっても変えられない」

また、

・「今後は参加費値上げ等、受益者負担が増えていくだろう」

との声も多かったが、基本の入場料が値上げになったという報告はなかった。

### 3) 公共性、公益性

これは上の公平性とも関連しているが、住民全体にとっての利益になるか、という観点で見ると、まず、

・「人を集めにくいものには対応しにくい」

という回答が目についた。人が集まりにくい事業を企画することは、そもそもが公共性・公益性に反しており、受益者負担の原則を適用するのがむしろ公共性・公益性に叶うという指摘もある。一方、対象を青少年や老人に限定したり、たとえば新しいプログラム開発のために少人数でモニターしたり、という例のように必然的に少人数を対象とした事業もあるはずである。

・「長期計画が立てられない」

という指定管理者制度の大きな特徴についても多くの回答が寄せられた。

・「運営者や職員がこころ変わるようでは、長年にわたって築き上げられてきた雰囲気やノウハウ等が損なわれ、投影や研究、サービスレベルの低下を招いたり、リピーターのお客様が離れてしまう可能性がある」

・「契約年数による短期間での事業規模や人的配置の変更は、サービスの質を落とす可能性があるのではないか」

なども同様の指摘である。管理者の交代により運営のノウハウや技術が失われることになれば、公益に反すると言われることになるだろう。

## 5. 天文教育施設としての使命の達成について

### (評価ポイント)

天文教育施設の機能のうち、科学情報の入力（資料の収集）情報の加工（調査・研究）情報の出力（特に資料の保管、展示の製作）の向上に変化があったのだろうか。これらは教育活動の内容を決める要素であり、住民サービスの質を決める要素である。いわば、天文教育施設が天文教育という「商品」の品質を高め、品揃えを豊富にするためのプロセスである

今回のアンケートではこの点について、たくさん指摘がなされた。

#### 1) 情報の入力

今回のアンケートでは、指定管理になって資料収集や情報収集機能が強化されたという事例は皆無であった。むしろ、

・「知識や技術を持った人材の確保・定着はむずかしい」

との見方をしているケースが多い。また、『人員減少』という声が複数あった。情報の入力能力は低下すると見ている館が多いと言える。

#### 2) 情報の加工

調査・研究機能が強化されたという事例も報告されていない。

直営の館では

・「研究の部分、標本の保管等が適切に行われなくなることが懸念される」

として、指定管理制度を採らなかったと表明しているケースがある。また、導入済みの館でも

・「研究活動に対する考慮が軽視される危険性が高い」

・「集客重視の事業展開、業務内容を強いられるよ

うになった。さらに専門性のある業務は軽視され、時間を業務時間内にとることが難しくなった」と述べているところがある。

長崎歴史文化博物館（民間企業が指定管理）の大堀哲館長（ミュージアムマネジメント学会会長、元常磐大学学長）（大堀 2007）は 2007 年 2 月の全国科学博物館協議会総会において、『民間企業が指定管理者になったら資料収集や調査研究を怠るのではないかという声があるが、そんなことをしたら結局は良い展示や良い普及活動ができず、結果的に集客に響くから、そんなことはしません』という内容の講演をされたが、力強い大堀館長の言にもかかわらず、それを心配する声が鎮まる気配はない。

#### 3) 人材確保

短期契約により、優秀な人材の確保に支障が出ると心配する声が出ている。

・「不安定な雇用形態のため、専門職が育たなくなる」

今やこうした声は業界ばかりでなく、人材を送り出す大学にも波及しており、このような不安定な職種への就職は学生に勧められないという雰囲気になってきている。

・「学生らを育てる人材としての職員を養成できなくなってきた」

という声もあった。経費節減のために学生アルバイトを入れようとしても、それを指導できる要員がいなくなりつつあると言う。

## 6. 経費の節減等について（評価ポイント）

指定管理者制度の2大目的の一つである経費節減について見ていこう。

### 1) 業務改善

経費削減を行う手段の一つは業務の改善を行うことである。そのためには、

・「館運営、自主事業企画などで新しい試みを取り入れる意識が強くなった」

・「事業計画の自由度は上がった」

ことなどは大事だが、こうした回答は少なかった。反対に、

・「運営に伴う事務が煩雑になった」

・「従前の運営と指定管理者制度下での運営のあり方が混在した状況にあり、むしろ自由度の高い運営が難しくなった」

・「専門性を考慮しない人事などが行われている。（専門職員の退職者未補充で、余剰人員を配置する、など）」

などと、少なくとも現段階では制度の移行に伴う混乱の方が大きく、改善が進んでいるとは言えないようである。

### 2) 経費削減

今回は具体的な回答を求めているので、経費削減の程度については不明である。ただ、

・「指定期間分の予算を先にシーリングをかけられて減額された。毎年10%減 2年分だから20%減」

という報告があった。加えて、

・「無駄な経費をおさえることができた」

・「運営経費が減少できた」(一括管理により)

・「指定管理者となるために、本来得たかった予算どころか従来よりも減額して提示せざるをえず、結果として一部の事業で受益者負担が増え、参加

費が上がった」

以上のとおりで、経費削減が進行しているのは間違いない。

・「指定管理者制度導入の際に取り上げられがちな人件費削減は、わかりやすくセンセーショナルに市民に伝えられる項目だが、数回の管理者選定をしのぐものでしかなく、頭打ちを迎えるだろう」  
という冷静な見方もある。指定管理者選定入札が何度も流れる例などを見れば、自治体の予定価格はいかにも低く、すでにほとんど頭打ち状態ではないかと思われる（日本経済新聞 2006年12月9日号）

富永（2006）が調査した7自治体では、制度導入によるコスト削減率は9.4%から29.4%に散らばり、平均で約14%だったと言う。指定管理者への委託であろうが直営であろうが、この間、天文系社会教育施設でもこの程度の削減が行われたものと推察される。

### 3) コストパフォーマンス

指定管理者制度では経費を削減しつつ、住民サービスを向上させることになっており、

・「予算が大幅に縮小され、かつ営業日数・営業時間が増加したため創意工夫が必要とされている」

この課題を解決するにはコストパフォーマンスを上げることである。そのためにさまざまな工夫がなされている。

・「管理運営費が削減され、人件費等が減少することになった」が、「事業量は殆ど変わらない」

・「職員にコスト意識が芽生えた」のは良いが、「人員が減り「ゆとり」が無くなった」

このような例でも確実にコストパフォーマンスが上がっているはずである。

また、

・「当館では制度導入されないように、人員と予算

を削られつつも知恵を絞り、利用者が増えてい  
ます。また色々な機会をとらえては市民に認められ  
るように活動しています。」

という報告もあった。指定管理者制度の導入が直  
営館に影響を与えた例である。

#### 4) 公益性との関わり

公益性との関わりで思うように経費削減を図れ  
ないという事例も報告されている。

・「利用料金が条例で決められており、不備があっ  
ても変えられない。」

また、

・「市の施設なのだから参加費無料もしくは安く  
て当然」という市民のイメージ。」

があって、ままならない。

支出の削減が図られなければ、収入を増やすし  
かない。そこで、

・「今後は参加費値上げ等、受益者負担が増えてい  
くだろう。経費を度外視してきた従来とは異なり、  
内容や経費を反映させて参加費設定を行うことが  
より強く求められる。」

受益者負担を増やすと言っても高が知れてお  
り、支出削減はなお強く求められることだろう。

#### 5) コスト意識

目前の経費削減は確かに大事だが、むしろ重要  
なのは職員の意識改革、コスト意識の向上である。

・「コスト意識がより高くなった」し、「予算面が  
きびしくなった」が、「文化に対する取り組み、姿  
勢」は「不変」

という回答のとおりどの館も運営できれば、真  
に嬉しい。しかし、長らく自治体の下にいた者  
にとっては、指定管理者制度により、

・「科学館本来の目的からはずれ収益をあげるだけ  
の事業になる可能性が高くなる。」

という思いが払拭できない。だが、コストを考慮  
しない経営はありえないし、収支は必ず合わさな  
ければならない。

## 7. 職員の雇用問題（評価ポイント）

評価ポイントとして、住民、運営主体、職員全てが受容できる制度移行になっていることを挙げたが、ここでは職員の雇用面に焦点を絞って見よう。天文社会教育施設職員の多くが会員となっている当研究会においては後述するモラルの低下とともに、会員の雇用問題と労働条件低下は深刻な問題だからである。

今や、

・「市(町村)の直営だからといって雇用面が良いとは限らない」

のであって、直営であろうがなかろうが、予算は真に厳しい状態まで切り詰められている。この中でさらに一層の経費削減が求められるので、

・「経費削減のため、専門職を採用しなかったり、経験の浅い職員が増える。それで本当に市民のための社会教育施設の運営が成り立つのか？」

・「数年間の期間なので雇用の確保に不安を抱えながら業務を遂行しなければならない」

・「低賃金あるいは人数不足、さらに管理年数が短いという中では、知識や技術、意欲を持った人材の確保・定着は難しい」

という回答が出てくる。

幸い、今回のアンケートでは職員の意思を無視した強制配転や退職強要といった指摘はなかった。

## 8. モラルとモラール

予算が減っても事業量は守っていこうと現場の職員は燃えている。そのモラール(士気)は大いに上がっているように見える。しかし、その一方で、

・「スタッフが築き上げたノウハウやアイデアを簡単にさせなくなった。」

という状況が生まれ、

・「不安定な雇用は、経済格差による社会不安や少子化の原因にもなる。」

という不安も表明されている。

こうした事象には違法性があるわけではないし、特定の人物に責任があるわけでもない。しかし、多くの人がなんとなく不合理だと感じている。これは、モラル(道徳、倫理)が減退している状態である。自治体が経費削減のため非正規職員に依存するなど、労働力の流動化を促進するような動きをするのは、合法的であっても、モラルに反すると言わざるを得ない。

・「来館者に対し、いかに「もう一度来たい。」と思って頂くかについては、意識の高まりが見られる。」

というように、モラールが上がっているだけに残念な状況である。

指定管理者制度に内在する自由競争という特徴がモラルの低下を促進している面もあることは否めない。だからこそ、

・「管理者には・・・社会教育者としての資質、自覚が求められる。」

もっと大きな視点で見ても公益が損なわれるという回答があった。

・「情報、知識の共有を私たちの会はしてきたわけであるが、「競争」の世界に置かれたとき、そのような悠長なことをやられていられるのであろうか。」

・「指定をねらう他の団体や会社はすべてライバルとなるため、自ら築き上げたノウハウやアイデアを簡単にさせなくなった。これは公教育の発展のさまたげとなる。」

これまで、企画会社やメーカーは作り、運営側がそれを使う、という明確な役割分担があったため、互いにノウハウやアイデアを交換しても相互の利益が損なわれる心配はなかったし、それぞれの館や企画会社やメーカーが運営の情報を持ち寄り、協議し合うことはごく自然な姿であった。だが、指定管理者制度によりこれらの垣根と役割分担が崩れてしまった。実際、展示製作業者や装置メーカーが指定管理者になっている。これらの館同士で運営ノウハウを開示しあうとは考えにくい。こうして、これまで共有財産とされていた事項を秘密にしなければならない状況が生まれてきたのである。今後、当研究会を初めとする業界団体や研究団体においても、発表内容は極めて限定されることになるのではないだろうか。そうなると、上の指摘のように公教育の発展の妨げとなるばかりか、国全体としても公益を損なうことになるのではなかろうか。自由競争の弊害と言うべきである。なお、この点に関しては加藤(2007)によっても指摘されている。

## 9. まとめ

今回のアンケート調査の結果をまとめると、指定管理者制度の導入は

・「指定する側もされる側もこの制度が良く理解されることなく導入されているのではないか」

との思いが拭い切れないが、運用が始まった。

・「経営改善、意識改革の上では、一定の成果があるろうが、リスクも大きい」

とする見方が一般的で、そのリスクとは

・「(特に民間企業が指定された場合)教育機関としてその使命をまっとうできるのか」

という点と、

・「長期的な展望にたった事業がしにくい、財団職員の雇用問題など」

の問題である。

本研究会の指定管理者制度に対する姿勢は声明(松村 2006)とその解説(安藤 2006)において表明されている。そこでは、専門性に対する憂慮、長期的な視点に対する憂慮、収益性に対する憂慮が明らかにされている。今回のアンケート調査結果は、全国の天文社会教育施設が同様の認識を抱いていることを明確にしたと言えよう。

財政危機が根底にあるとは言え、指定管理者制度は何かと課題が指摘されている制度であり、天文系社会教育施設に相応しい仕組みとは考えにくい。今回のアンケートは多くの関係者がそのように感じていることを示している。しかし、本制度は現に運用され、われわれはその下で施設管理を続けている。うまく運用するためには施設の活動状況を適切に評価し、その結果を運営に反映させる仕組みが必要である。現在、文部科学省が作成を進めている博物館の評価表(財団法人日本博物館協会 2006)などはそのために使うことができるかも知れない。また、天文系社会教育施設に独自

のチェックシートを作成する努力も必要であろう。

財政危機の中で施設の使命と職責をまっとうするためにはどうすれば良いか、われわれは天文教育に従事する者として真剣にこれに対処し、いかなる挑戦も厭わないことをここに表明して本レポートを閉じることとする。

最後に、真剣に調査書作成に当たっていただいた全国の天文系社会教育施設に感謝申し上げます。また、回答の集約作業をお願いした京都大学基礎物理学研究所の嶺重慎教授に心より御礼申し上げます。

なお、本レポート執筆は別記の作業メンバーによって行われた。

## 参考文献等

- 安藤享平：2006、天文教育 18、11月号(p.10)(天文教育普及研究会)
- 大堀 哲：2007、全国科学博物館協議会総会における講演(2007年2月28日、新江ノ島水族館)
- 加藤賢一：2007、天文教育 19、1月号(p.8)(天文教育普及研究会)
- 財団法人地域創造：2005、「公共文化施設における政策評価等のあり方に関する調査研究 - 指定管理者制度を中心に - 」(財団法人地域創造)
- 財団法人日本博物館協会：2006、「博物館の経営・運営指標(ベンチマーク)づくり報告書」(財団法人日本博物館協会)
- 高井健司：2007、ミュゼ No.80 (p.22) (アム・プロモーション)
- 富永玲子：2006、「指定管理者制度にみる官業の民間開放の現状と課題」(みずほ総合研究所レポート 2006.11.16.) (<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/report/report06-1116.pdf>)
- 松村雅文：2006、天文教育 18、9月号(p.59)(天文教育普及研究会)
- 三菱総合研究所：2006、「自治体による指定管理者制度導入に関するアンケート調査結果」(プレスリリース 2006.3.9.) ([http://www.mri.co.jp/PRESS/2006/pr060309\\_rmc01.html](http://www.mri.co.jp/PRESS/2006/pr060309_rmc01.html))

編集 天文教育普及研究会(代表 松村雅文)

## 作業メンバー

栗野諭美、安藤享平、伊東昌市、小野夏子、加藤賢一(代表)、川端哲也、黒田武彦、沢 武文、篠原秀雄、長谷川好世、服部完治、松尾 厚、嶺重 慎、渡部義弥

## 問い合わせ先

天文教育普及研究会 指定管理者制度についての会長諮問機関：

事務局：愛知教育大学 理科教育講座 地学領域内 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1